

平成27年度短期外国出張者報告書簡

氏名 和波宏典	所属庁・官職 最高裁判所事務総局 家庭局第一課長	出張先 中華人民共和国（香港）
提出書面 平成27年11月18日付け報告書簡		
キーワード欄 香港における国際ハーグネットワーク裁判官会議への出席		

平成27年11月18日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和 波 宏 典

当職は、平成27年11月10日から同月13日までの間、中華人民共和国（香港）に香港における国際ハーグネットワーク裁判官会議出席のため出張しました。その概要は別紙のとおりです。

以 上

(別紙)

第1はじめに

2015年11月11日から13日まで、香港大学において、国際ハーベネットワーク裁判官(IHNJ)第2回会議が開催され、我が国からは、和波宏典最高裁家庭局第一課長が参加した。同会議は、香港政府がHCCCHアジア大洋州事務局と協力して実施している「2015年HCCCHアジア大洋州週間(HCCH Asia Pacific Week 2015)」と題する会議の一環として開催されたものであり、各国の国際ハーベネットワーク裁判官が、裁判官ネットワークの運用や、1980年子の奪取条約及び1996年未成年者保護条約の運用を含む子の保護等に関するDirect Judicial Communication(DJC、直接的司法コミュニケーション)の在り方について意見交換を行った。参加者は、我が国を含む19か国(アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、香港、ドイツ、イスラエル、日本、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、ポーランド、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スイス、イギリス、アメリカ及びウルグアイ)から30名のネットワーク裁判官が参加したほか、コモンウェルス(イギリス連邦)事務局、HCCCH常設事務局及びHCCCHアジア大洋州事務局からも参加があった。

第2議論の概要

1 開会

冒頭、レイエスHCCCHアジア大洋州事務局長(Professor Anselmo Reyes)及びローティHCCCH常設事務局一等書記官(Mr. Philippe Lortie)から、挨拶が述べられた後、事前に配布された別紙1の議題案のとおり議事を進行することが了承された。

2 各国からの報告(議題1)

各国から、IHNJ第1回会議以降の、ネットワーク裁判官としての活動及びDJCに関する活動についての報告がされた。

各国の報告の中では、多くの国から、国内の裁判官に対するネットワーク裁判官の認知度を上げるとともに、国内的な裁判官ネットワークを創設して、国内における情報の流通を図っていること(特に、カナダ及びアメリカからは、州ごとに法制度が異なっていることから、国内裁判官ネットワークの構築が重要である旨の指摘がされた。),ネットワーク裁判官が中心となって国内の裁判官に対する研修を行ったり、研修の成果や条約等に関連する情報をウェブ・サイトに掲載するなどして、国内裁判官の質の向上を図っていること、DJCに関するガイドラインを作成したり法的基盤を整備するなどしてその利用促進を図っていること(議題5参照)などが紹介された。

香港からは、HCCCHアジア大洋州事務局と協力してアジア諸国に対する条約の普及活動を行っており、6月のマカオ会議や2015年HCCCHアジア大洋州週間と題して香港において開催されている本会議を含む一連の会議も、その活動

の一環として行われていることが報告された。

ローティ書記官から、ラテンアメリカにおいては、H C C H ラテンアメリカ事務局が中心となって子の保護に関する活動を行っていることが紹介された。これに関連して、ラテンアメリカ諸国からの本会議への出席者が少ないが、これを改善するためには、スペイン語通訳の利用を可能とすることが重要であるとの指摘がされ、今後の検討課題とされた。また、アフリカ諸国については、財政的援助も検討されるべきであるとの指摘もあった。

オーストラリアからは、1996年未成年者保護条約について締約国に質問票を送付し、その情報をまとめた資料を作成したこと（議題13参照）、日本と協力して調停人・仲裁人に関する共同研修セミナーを開催したことが紹介された。

我が国からは、昨年4月に1980年子の奪取条約に加盟し、本年5月に2名のネットワーク裁判官を指名したこと、オーストラリアとの共同セミナーの開催を始めとして、各国との協力関係の構築を推し進めていることを報告した。

フィリピンからは、現在、外務省が1980年子の奪取条約の締結の可能性について検討していること、それに先立って、フィリピン最高裁が2名のネットワーク裁判官を指名したことが報告された。

シンガポールからは、1980年子の奪取条約についてD J Cの促進を図るための活動を行うとともに、1996年未成年者保護条約の締結に向けた検討が進められていることが報告された。また、南アフリカからも、1996年未成年者保護条約の締結に向けた検討が進められていることが報告された。

3 國際的進展に関する報告（議題2、3）

ウルグアイから、昨年4月にチリのサンティアゴで開催された、イベロアメリカ司法サミット(Ibero-American Judicial Summit)第17回会議において、22か国のラテンアメリカ諸国が参加し、国際司法協力に関する議定書が採択されており、これにより、ラテンアメリカ諸国における国際協力の促進及び円滑化が期待されること、また、D J Cに関しても、法的拘束力のないガイドラインを作成することが検討されていることが報告された。

ローティ書記官から、本年2月に開催された欧州評議会閣僚委員会において、子の移住(relocation)についての紛争の予防及び解決に関する勧告が採択され、司法コミュニケーションに関するハーグ一般原則(Emerging Guidance and General Principles)に言及された旨が報告された。

4 子どもの意思の把握に関するドキュメンタリーの作成（議題4、20）

オランダから、オランダの映画製作会社(Golden Monkey Enterprises)が、子の返還事件等における裁判官による子どものインタビュー場面等を撮影したドキュメンタリーの作成を計画している旨が報告され、各国に対する協力が要請された。この計画は、2011年に開催された1980年子の奪取条約及び1996年未成年者保護条約に関する運用特別委員会が、子どものインタビューに携わる裁判官や専門家が適切な研修を受けることの重要性について決議したことを

受け、各国において子どものインタビューがどのように実施されているかについての実情を明らかにし、その情報を共有して相互にその質を高めることを目的としているとのことである。また、このプロジェクトについては、オランダ政府のみならず、オランダのライデン大学及びユニセフからの協力が予定されているとのことであった。なお、本会議の最終日には、ドキュメンタリー作成を実際に担当する Pieter Fleury 氏が出席し、各国からの質問に対して直接回答した。

この議論においては、このようなドキュメンタリーを作成することの有用性自体を正面から否定する意見はなかったものの、撮影を行うことによって子どもに対する悪影響があるのではないか、保秘やプライバシー保護の観点から問題があるのではないか、当事者の同意を得ることは困難ではないか、といった様々な問題点や懸念が示された。これに対し、オランダ及び製作会社からは、同会社は、既に裁判官の研修等に関するドキュメンタリーを作成した実績があり、保秘やプライバシーの保護については、法的にも技術的にも責任を持った対応が可能である上、国によっては子どものインタビューが公開の手続で行われているとの情報もあること、実際の撮影に当たっては専門家の助言を得ることも検討している等の応答がされた。また、本ドキュメンタリーは、製作会社が主導して行うものであることから、当事者の同意については裁判官が当事者に打診するのではなく、製作会社において責任を持って当事者との交渉を行う旨の説明もされた。

上記のような議論及び質疑応答を経て、本会議の結論としては、ドキュメンタリーの作成自体は、オランダあるいは製作会社の責任において行うものであり、今後も関心のある国等との間で継続的に交渉及び検討が行われることについては異論はないが、本会議の同プロジェクトに対するスタンスとしては、積極的には賛成の意思も反対の意思も表明しないことが確認された（その結果、結論及び勧告でも言及されていない。）。

なお、オランダ及び製作会社から、我が国に対し、家庭裁判所調査官による子どもとの面接場面を撮影することができないかとの打診がされた。これに対しては、本会議での議論でも指摘されたとおり、子どもに対する影響等についての懸念が払拭できず、また、面接自体が非公開であることから、撮影は困難と思われる旨回答したが、今後も協力を要請される可能性があると思われる。

5 司法コミュニケーションに関する国内的規律（議題5）

カナダから、2名の国際ハーグネットワーク裁判官の指名に加え、13の各州において担当裁判官を指名することで国内裁判官ネットワークを創設していること、国内ネットワークを利用した司法コミュニケーションについては、それにに関する議定書やガイドラインを作成して利用促進を図っていること、ガイドラインにおいては、DJCに関するハーグ一般原則も参照しながら、司法コミュニケーションにおいて留意すべき点についてのチェックリストを作成していること、カナダは判例法國であることから、このネットワークを利用することで他の州における先例の確認が迅速かつ確実に行えるようになっていること等が紹介された。なお、司法コミュニケーションにおいては、相手方の裁判官による実質的判

断事項(merit)そのものについて影響を与えることができないことは当然であるが、そのような事項についての意見交換が禁止されるものではなく、むしろ、そのような意見交換は望ましいものと考えている旨が述べられた。

香港からは、主に国際的な場面を念頭に置いて、DJCに関するガイドラインが作成されたことが紹介された。このガイドラインは、子の返還事件に関し、ドイツのネットワーク裁判官からの申入れがあったことに端を発しており、香港の裁判官が必ずしてもDJCに関する十分な知識を有していないことから、より迅速で円滑なコミュニケーションの実施を確保するという観点から作成されたものであるが、ガイドラインという名称から明らかだとおり、法的な拘束力を持つものではなく、実際の運用については裁判官の裁量に委ねられているとの説明がされた。なお、ガイドライン作成後に実際に司法コミュニケーションの要請を受けた事例は1件のみであることである。

スペインからは、コモンロー諸国と異なり、大陸法國であるスペインにおいては、DJCを実施する上で、裁判官の裁量に委ねたり、法的拘束力のないガイドラインを作成したりするのみでは十分ではなく、国内法上の明確な根拠が必要であるとの報告がされた。そして、EUのメンバー国としては、DJCを実施することが必要であり、これまでには、1996年未成年者保護条約やEU規則等を根拠に実施していたが、必ずしも十分な規律がされていなかったことから、国際司法コミュニケーションに関する新法が制定され、その施行を待っているところであるとの説明がされた。あわせて、欧州委員会が、現在、DJCに関する法的文書の作成について専門家の意見を求めていることが紹介された。

アルゼンチン及びウルグアイからは、スペインと同様に、DJCについての国内法が作成されている旨が報告された。

イスラエルから、DJCについては保秘の観点から問題があり得るが、イスラエル法上、裁判官は自らの責任で保秘の規律に従わないという判断をする裁量が認められていることから、法的にはDJCの実施は可能であると考えているが、国内の裁判官は、この裁量権を行使することに消極であることから、実際にはDJCは全く活用されていないとの説明がされた。

6 DJCに関する情報文書について（議題6）

ローティ書記官から、特定事件におけるDJCに関する情報文書についての説明がされ、本文書に基づいて議論が行われた。

我が国からは、本文書は、事件担当裁判官による「直接的な」コミュニケーションと、「特定事件」に関するコミュニケーションという二つの異なる問題を併せて扱っているが、これらは区別して議論されるべきと考えられること、前者については、日本法上、これを許容する明確な根拠がなく、これを直ちに実施することは困難であると考えられること、一方、後者については、具体的に扱われる事項によってその可否は異なり得るもの、国際ハーグネットワーク裁判官を通じたコミュニケーションであれば、特定事件に関するものであっても国内法上全く許容されないとまではいえないと思われること、したがって、司法コミュニケ

ーションの実施に関しては、各国の国内法を尊重し、その裁量を認めが必要であり、本文書も、そのような柔軟性を認めるものとして理解すべきである旨を指摘した。

この指摘に対し、ドイツからは、ネットワーク裁判官を通じることによって情報を得るために時間がかかるおそれがあること、裁判官によっては、ネットワーク裁判官を介するのではなく、直接、担当の裁判官と意見交換をしたいとの希望を有することがあるとの意見が述べられた。

一方で、オーストラリアからは、各国の国内法を尊重することは重要であり、ネットワーク裁判官を通じたコミュニケーションを希望する日本の要望は尊重されるべきであるとのコメントが、アメリカから、アメリカの国内裁判官の中には、他国の裁判官とのコミュニケーションについて、直接のやり取りではなく、ネットワーク裁判官を通じることを希望する者も少なくなく、日本が指摘するような柔軟性は重要であるとのコメントが述べられた。また、H C C H事務局から、本文書は、直接のコミュニケーションについて記載したものであるが、飽くまでもガイドラインを提供するものにすぎず、各国の裁判官を拘束するものではないこと、D J Cについても、ハーグ一般原則の6において記載がされているとおり、その実施については、各国の法制度を尊重することが当然に要求されることから、特定事件についてのコミュニケーションがネットワーク裁判官を通じて実施されることが否定されるものではないとの説明がされた。

最後に、ローティ書記官から、本文書については、今後、H C C H一般問題政策評議会に提出され、締約国による承認を得ることが予定されているとの説明がされた。

7 司法コミュニケーションの法的根拠に関する文書について（議題7）

マイヤH C C H上級法務官(Ms. Maja Groff)から、D J Cの法的根拠に関する文書についての説明がされた後、意見交換が行われた。

司法コミュニケーションの法的根拠については、本文書にもあるとおり、国内法上、明確な法的規律が必要であるとする国と、裁判官の裁量によって実施することが可能であるとする国とに分かれたが、各国の国内法制度を尊重すべきであることについて異論はなかった。また、司法コミュニケーションの重要性に鑑み、法的規律が必要とされる国においては、その整備を行うことが望ましいとの意見が述べられた。

これに関連し、ローティ書記官から、ビデオリンクによる証人尋問について言及があった。すなわち、外国において証人の尋問を実施し、これをビデオに録画した上で、裁判係属国に証拠として送付することは、1970年証拠収集条約によって規律されることとなるが、二つの裁判所をビデオリンクで接続し、直接の証人尋問を実施することは同条約の規律外であり、これについても、今後、検討を行う必要があるとの説明がされた。

このビデオリンクによる証人尋問についても、司法コミュニケーションと同様に、裁判官の裁量によって実施することが可能であり、既に実施がされていると

いう国と、この実施については、国内法上の明確な法的根拠が必要であるとの国に分かれた。そして、既に実施をしている国からは、その実施に当たっては、外国に出頭している証人に対する訴訟指揮の実効性をどのように確保するのか、時差の問題をどのように解決するか、費用負担についてどのように考えるべきか、といった問題について検討しておく必要があるとの指摘がされた。なお、費用の問題に関し、スカイプを利用することで解決できるとの指摘もあったが、これに対してはセキュリティ確保の観点からは、裁判手続でスカイプを利用するについて消極であるとの指摘もされた。

我が国からは、司法コミュニケーションについても、ビデオリンクによる証人尋問のいずれについても、国内法上の明確な法的根拠が必要なことはいまでもないが、これらについては、主権の問題を含む国際法上の論点も検討する必要があると思われる旨を指摘した。すなわち、ビデオリンクによる証人尋問は主権の行使にほかならず、これを認める条約等の国際約束が必要なのではないか、また、特定事件における直接的な司法コミュニケーションも証拠収集としての性格を有することがあり得、その場合には同様の問題があるのではないか、したがって、本文書においては、国内法上の規律のみならず、国際法上の論点についても検討すべきではないか、との指摘を行った。

これに対し、マイヤ上級法務官からは、国際法上の根拠についても検討する必要があるとの指摘はそのとおりであること、現在の枠組みとしては、1996年未成年者保護条約が、部分的ではあるものの、子どもに関する事件についての直接的な司法コミュニケーションの根拠となり得ると考えられること、今後は、より広い範囲において直接的な司法コミュニケーションの実施を可能とするために、条約や議定書の作成も含めて検討していく必要があると考えているとの応答がされた。なお、本文書については、1980年子の奪取条約及び1996年未成年者保護条約に関する運用特別委員会第7回会議に向けて、各国に対する更なる調査を実施した上で、改定を行っていく予定である旨が説明された。

8 DJCの利用及びネットワーク裁判官の指名の促進について（議題8）

コモンウェルス（イギリス連邦）事務局から、イギリス連邦の各国を訪問し、国際ハーフネットワーク裁判官の選任を働き掛けるとともに、子の返還事件を含むハーフ条約関係事件を担当する裁判官の研修に力を入れている旨の報告がされた。また、昨年5月にボツワナ共和国のハボローネにおいて、コモンウェルス司法大臣等会議が開催され、その声明(Communiqué)において、1980年子の奪取条約及び1996年未成年者保護条約の締約国の拡大並びにネットワーク裁判官の指名が促進されるべきことに言及された旨が報告された。

ローティ書記官からは、HCCCHアジア大洋州事務局が中心となって、アジア諸国に対してネットワーク裁判官の指名を働き掛けているが、その中でもロシア及びインドに対して積極的な働き掛けを行っていることが報告された。また、各地域において、近隣の数か国が集まって意見交換を行うことも有用であることから、そのような活動が行われることを期待している旨が述べられた。

これを受け、シンガポールからは、アジア地域での条約の普及活動の一環として、来年9月に国際会議の開催を予定している旨が報告された。また、我が国からは、IHNJの活動そのものではないが、中央当局が中心となって、子の奪取条約の円滑な運用をテーマとして、来年6月に東京での国際会議の開催が予定されている旨を報告した。

なお、ドイツから、ネットワーク裁判官の指名に関し、指名される裁判官は、実際に子の返還事件を担当し、同事件についての知識経験を有しているべきであるとの意見が述べられた。これに対し、我が国からは、ハーグ一般原則にもあるとおり、ネットワーク裁判官が事件担当裁判官であることが望ましいことはそのとおりであるが、各国の国内事情によっては、事件担当裁判官を指名することが困難なこともありますこと、そのため、ネットワーク裁判官の指名を促進するという観点からは、その指名について各国に裁量を認めることが相当である上、事件を担当していない裁判官であっても、他国とのコミュニケーションを適切にとるという役割を果たすことは十分に可能であると考える旨応答した。また、ローティ書記官からは、事件担当裁判官を指名することが困難で、それ以外の裁判官を指名している国は日本以外にもあるが、それは十分に機能していること、誰をネットワーク裁判官に指名するかについては、基本的に各国の権限当局の裁量に委ねられている旨の説明がされた。

9 DJCに関する年間報告について（議題9）

各国から、DJCに関する年間報告や詳細な統計情報を公表することは、DJCの活用を促進するために有用であるとのコメントが相次いだことから、HCCH事務局において、人的・物的に可能な限り、年間報告を作成する方向で検討したい旨が述べられるとともに、その作成のために、各国に対し、DJCを利用した場合に、その数や内容についてHCCH事務局に報告をすることが要望された。なお、各国からの報告の質を確保し、その促進を図るために、統一的なひな形(template)を作成することが有用であるとの指摘があり、HCCH事務局においてその作成を検討することとされた。

10 他のネットワークとの協力について（議題10）

ラテンアメリカ諸国やヨーロッパ諸国から、国内の裁判官ネットワークに加え、独自の地域的司法ネットワークが構築されており、これらのネットワークと国際ハーグネットワーク裁判官との間では緊密な連携が図られているとの報告がされた。

なお、ドイツからは、各国において国内の裁判官ネットワークが構築されていることは望ましいが、それによるデメリットにも注意する必要があるとの指摘がされた。具体的には、国際ハーグネットワーク裁判官が、ドイツからの質問をそのまま国内のネットワーク裁判官に転達したが、その質問内容が十分に国内のネットワーク裁判官に伝わっていなかつたために、再度、質問内容を一から説明することが必要となるなど、国際ハーグネットワーク裁判官が機能していない事例

があったこと、また、国内のネットワーク裁判官と国際ハーグネットワーク裁判官の両方から異なる回答が来てしまい、ドイツとしては対応に苦慮したという事案があったことが紹介され、国内の裁判官ネットワークを構築する際には、国際ハーグネットワーク裁判官との役割分担を明確にする必要があるとのコメントが述べられた。

これに対し、カナダから、前者の事例はカナダの例であると思われるが、カナダでは、国際ハーグネットワーク裁判官は、各州の法律問題について回答する権限がないため、国内のネットワーク裁判官にその回答を委ねざるを得ないことがある旨の説明がされるとともに、最大の問題は、国内において、子の奪取を含む国際家族問題について専門的知識を有している裁判官が少ないとあり、そのため、カナダにおいては、国際ハーグネットワーク裁判官が中心となって裁判官の研修に力を入れているとの説明がされた。

11 IHNJ専用ページ及び裁判官ニュースレターについて（議題11、12）

ローティ書記官から、HCCHウェブ・サイトのリニューアルが予定されており、その際、IHNJ及びDJCに特化したページを設けることが有用であると考えている旨の報告がされた。これに対し、各国から賛成の意思が表明されるとともに、IHNJの認知度を上げるために、独自のロゴを作成することを検討すべきであるとのコメントが述べられた。

裁判官ニュースレターについても、各国から、その有用性が指摘されるとともに、発行の際には、特定のテーマについて特集を組むことを期待するとのコメントが述べられた。なお、議場外において、ローティ書記官から我が国に対し、ニュースレターを発行する際には、本日の我が国の報告内容を論文として掲載することを検討してほしい旨の要請がされた。

12 1996年条約に関する調査について（議題13）

オーストラリアから、1996年未成年者保護条約の運用に関し、締約国に質問票を送付して調査を依頼し、その結果をまとめた旨の報告がされた。その調査結果をまとめた資料には、1996年未成年者保護条約第26条に関する国内法の規律や具体的な手続の運用等について貴重な情報が記載されていることから、同条約の運用に関しての情報が必要になった際には、まずはこの資料を参照することが有用と思われる旨の説明がされた。

13 日本における子の奪取条約の運用状況について（議題14）

我が国から、別紙2及び3のとおり、日本における子の返還申立事件に関する法的枠組み及び現在までの運用状況について報告を行い、これに対し、以下のとおり質疑応答がされた。

アメリカから、子どもとの面接において、家庭裁判所調査官のような専門家の役割は非常に重要であるとの指摘がされるとともに、具体的に、どのような研修やトレーニングを受けているのかについて質問がされた。この質問に対し、家庭

裁判所調査官となるためには、研修所に入所して2年間の研修を受ける必要があるほか、家庭裁判所調査官となった後においても、面接技法等について継続的に様々な研修を受け、その専門的技量の向上を図っている旨を回答した。なお、幾つかの国から、家事事件における家庭裁判所調査官の役割に照らすと、"Family Court Probation Officer"という訳語には違和感があるとの感想が述べられた。

オランダからは、子どもの意思を把握する際に、必ず家庭裁判所調査官による調査がされるのか、裁判官が直接子どもと面接をすることはないのかについて質問がされた。この質問に対し、子どもの意思を把握するための手段を決定するのは裁判官であり、裁判官は、子どもの年齢や両親からの情報等様々な要素を考慮して、どの手段を採用するかを決定すること、例えば、子どもの年齢が高いような場合には、裁判官が直接子どもから話を聞くこともあること、家庭裁判所調査官は、全ての事件で調査を行うことにはなっておらず、裁判官からの命令を受けてはじめて調査を行うことになる旨を回答した。

ドイツからは、和解や調停が成立した場合に、その合意内容を執行するためには別途裁判手続を経る必要があるのかについて質問がされた。この質問に対し、和解や調停は、確定した裁判と同様の効力を有することから、執行力を付与するためには、別途裁判手続を経る必要はない旨を回答した。

フィリピンからは、日本のネットワーク裁判官は、子の奪取条約に関する事項のみを扱うのかについて質問がされた。この質問に対しては、ネットワーク裁判官は、子の奪取条約との関連で指名されたが、その役割が同条約に関する事項のみに限定されるものとは考えておらず、それ以外の事項についても可能な限り対応したい旨を回答した。

なお、上記の質疑応答に加え、議場外でのやり取りや帰国後に受領したメールの中で、様々な国からプレゼンテーション資料の送付を求められるなど、我が国の運用については、高い関心が寄せられていることがうかがわれた。

14 第7回運用特別委員会について（議題15）

ローティ書記官から、1980年子の奪取条約及び1996年未成年者保護条約に関する第7回運用特別委員会は、2017年の後半に開催することが予定されている旨が報告されるとともに、HCCN事務局としては、同委員会における議題の一つとして、1980年子の奪取条約第15条についての検討を進めていることが説明された。

各国からは、1996年未成年者保護条約第11条及び第26条との関係において、特に、外国でされた当事者間の合意についての承認及び執行に関する議論を行うべきであるとの意見が述べられた。

15 マルタ会議について（議題16）

マイヤ上級法務官から、第4回のマルタ会議が、2016年5月に開催されることが予定されており、そこでは、シャリア法の影響を強く受けているイスラム国に対し、1980年子の奪取条約を始めとするハーグ条約への加盟及びネット

ワーク裁判官の指名に関する働き掛けを強化することが重要と考えられる旨が説明された。

これに対し、香港から、中国にもイスラム人口が少なくないことから、中国に対する働き掛けを強化することも重要な旨が述べられた。

16 13条1項bに関する運用指針について（議題17、18）

標記に関する作業部会の議長である、プライアント・オーストラリア家庭裁判所長官から、作業部会設置の背景についての説明がされた。すなわち、1980年子の奪取条約の採択当時は、返還拒否事由として、家庭内暴力（DV）を広く取り込むか、限定的に解するかに関して争いがあり、結果的に、子どもに対する重大な危険として、13条1項bの文言となったという経緯がある。しかし、その後、DVについて、身体的なもののみならず、精神的なものも含むこととなり、各国において、DV保護のための法制度が整備されたりするなど、この問題をめぐる状況は大きく変化した。また、条約発効後の各国の運用において、13条1項bの解釈についても、方向性の違った議論がされるようになってきている。そこで、13条1項bについて、各国の運用を見据えながら、運用指針を作成することが必要であると考えられる。

上記の導入説明の後、幾つかの仮説事例を基に、特に、①子どもの意思をどのように把握するか、②mediationを考慮するか、③DJCを利用するか、利用するとすれば、どのような目的で利用するか、といった点について議論が行われた。

①については、EU諸国においては、裁判官は子どもとの面接をしなければならないとされていること、できる限り、子どもに独立の代理人（法的手続に関する代理人ではなく、子どもの利益を代表するための代理人）を選任する必要があると考えられていることが説明された。また、イギリスにおいてはカフカスが、オーストラリアにおいてはFamily Consultantが、子どもとの面接を行うことが考えられる旨が述べられた。我が国からは、実施法上、家庭裁判所は、子の意思を適切に把握して考慮しなければならないとされていること、裁判官の判断によるものの、必要に応じて、家庭裁判所調査官が子どもとの面接をして、その意思を把握することがあることを説明した。

②については、多くの国において、DVが疑われる事案や、DVを理由として刑事手続が進んでいる場合には、mediationを利用するとは考えられないとのコメントが述べられるとともに、国によっては、そのような場合には、法律上mediationの利用が禁止されていることもあるとの説明がされた。

③については、多くの国では、DVの主張に対しては、DJCを利用して、返還を求められている国における保護措置に関する情報や、刑事手続が係属している場合には、一般的に刑事手続がどのように進んでいくのかといった点に関する情報を入手することが有用である旨が述べられた。また、アメリカからは、アメリカでは逮捕状の内容についてもDJCで入手することが可能であるとの説明がされた。

以上のとおり、本議論においては、13条1項bが論点となる事例において、

各国がどのような手続を利用しながら手続を進めていくかについては、有意義な意見交換がされたものの、13条1項bについて、具体的にどのような事実を基にして、どのように解釈すべきかについては、全体としてあまり深まった議論がされなかった。

第3 結論及び勧告（議題21）

本会議の結論及び勧告について、HCCH事務局から提案された結論及び勧告（案）に基づいて議論が行われたが、そのうち我が国に関連するものは以下のとおりである。

まず、我が国の1980年子の奪取条約の運用に関する報告について、これを歓迎する旨のパラグラフを盛り込むことが提案された。この提案に賛成する意見も少なくなかつたものの、特定の国の報告のみを取り出して記載することについては先例がないとの指摘がされ、最終的には盛り込まれないこととなった。なお、結論及び勧告（案）の作成については、HCCH事務局のローティ書記官及びマイヤ上級法務官のほか、5か国で構成される作業部会において検討が行われたが、この作業部会のメンバーとしても我が国に声が掛けられるなど、我が国の参加に對しては高い関心が寄せられていることがうかがわれた（我が国以外のメンバー国は、オーストラリア、ドイツ、スペイン及びウルグアイである。）。

また、国際ハーグネットワーク裁判官の指名（パラグラフ7）に関し、「同裁判官は事件担当裁判官でなければならない(must be sitting judges)」との文言とすることが提案されたが、我が国から、会議において指摘したとおりの懸念があることから、より柔軟な文言とすべきであるとの指摘を行い、最終的には、ハーグ一般原則1.2で用いられている文言である「同裁判官は事件担当裁判官とすべきである(should be sitting judges)」とされた。

さらに、次回のIHNJ会議の開催（パラグラフ33）に関し、ローティ書記官から我が国に対し、来年の東京での国際会議に併せて、IHNJの会議を開催することを検討してほしい旨の要望が述べられた。

以上のような議論を経て、別紙4のとおり、結論及び勧告が採択され、本会議は閉会となった。

以上

THE LEGAL FRAMEWORK AND THE PRACTICAL OPERATION OF THE CONVENTION ON THE CIVIL ASPECTS OF INTERNATIONAL CHILD ABDUCTION IN JAPAN

I INTRODUCTION

I would like to take this opportunity to explain the legal framework and the practical operation of the 1980 Convention in Japan.

●First, I would like to overview the process that Japan accepted the 1980 Convention.

●Japan deposited the instrument of acceptance on 24th of January 2014, last year and ●the Convention entered into force on 1st of April according to Article 43 of the Convention. ●In addition, Japan enacted the Act for Implementation of the Convention and the Supreme Court Rules of Procedures for Return Cases under the Act. The Act and the Rules, as implementing legislation, became effective on the same day the Convention entered into force, which is 1st of April last year. ●As I mentioned earlier, Japan designated 2 Hague Network Judges in May.

In Japan, both the Convention and the implementing legislation have the force of law. However all provisions of the Convention are incorporated into the implementing legislation. Therefore the court proceedings are conducted under the implementing legislation. Needless to say, the provisions of the implementing legislation should be interpreted in accordance with the Convention.

The Act has introduced a whole new set of court proceedings for incoming return cases. The English translations of the Act and the Rules can be found on the website of the Japanese Ministry of Justice and Ministry of Foreign Affairs. So please refer to them later.

II FEATURES OF THE JAPANESE LEGAL FRAMEWORK TO IMPLEMENT THE CONVENTION

●Here I would like to explain some features of the Japanese legal framework

under the Act.

●First point is concentration of jurisdiction. Jurisdiction over return cases in the first instance is concentrated in 2 courts, which are the Tokyo Family Court and the Osaka family court. Jurisdiction is determined according to the location of the child. ●Specifically, if the child is in eastern part of Japan, the Tokyo Family Court has jurisdiction, and ●if the child is in the western part of Japan, the Osaka Family Court has jurisdiction.

One of the purposes of concentrated jurisdiction is to accumulate expertise in the Convention. As I mentioned earlier, the court proceedings for return cases is newly introduced in Japan. Therefore we think it very important that the Tokyo and Osaka Family Court have jurisdiction over return cases exclusively in order to accumulate experience and develop expertise concerning the Convention.

Before Japan accepted the Convention, we had learned many things from other member states. And this feature is one of the results of them. I would like to take this opportunity to thank generous assistance of many countries and the permanent bureau of the Hague Conference.

●Second point is closed proceedings. In the procedure of the return case, family matters are handled and protection of privacy is highly required. Therefore generally the proceedings of the return case shall not be open to the public.

●This policy applies to the inspection of the case record, which means permission by the court is necessary to read or copy the case record. In principle, the court shall grant the permission for the request by the parties except where the inspection would harm the interests of the child, the parties or third parties.

●However the court will not permit even the parties to inspect the part of the case record describing the location of the subject child provided by the Japanese Central Authority. ●The only exceptions are: 1) when the respondent has consented to inspect the information; or 2) the inspection of the information is necessary to

enforce a final and binding return order.

●Third point is Ne Exeat Order, which is the injunction against departing of the subject child from Japan.

Upon petition by either party to the case, the court where the return case is pending may order the other party not to have the subject child depart from Japan and ●to surrender the passport of the child to the Japanese Central Authority. ●If the party does not comply with the order to surrender the passport, the court shall impose a non-penal fine of up to 200,000 Japanese yen on him/her.

●Forth point is a court based conciliation and a judicial settlement. ●From the viewpoint of that amicable solution is desirable, the court where the return case is pending may refer the case to the court based conciliation with the consent of the parties or attempt to arrange a judicial settlement. A court based conciliation is conducted by a committee composed of one judge who is seized of the return case and two family conciliators. Also a procedure of a judicial settlement is conducted by the judge who is seized of the return case.

●Final point I would like to mention is enforcement of a final and binding return order, especially preposition of indirect compulsory execution. Under the Japanese legal system, enforcement can be executed only after the return order became final and binding. And a petition of the party is necessary to execute a final and binding return order.

The Act has introduced two phases of the compulsory execution. ●The first phase is called "indirect compulsory execution," which is a monetary sanction and ●the second phase is called "execution by substitute," which is direct execution. We think that a voluntary return should be sought as much as possible even at the enforcement stage. Therefore a petition for the execution by substitute may not be filed before the indirect compulsory execution.

Although I will not explain details, the Act includes provisions regarding consideration of the best interest of the child in the enforcement procedure.

III STATISTICAL INFORMATION AND PRACTICAL OPERATION

●Next, I would like to introduce statistical information and overview the practical operation of the Convention in Japan.

●From 1st of April last year to the end of September this year, which means during the one-and-a-half year period after the Convention entered into force for Japan, the number of applications of return cases to the Tokyo or Osaka Family Courts is 30, which is calculated on the number of children basis. ●Among that 30 cases, 21 cases were concluded. ●Regarding outcomes, 13 cases were concluded by return orders without consent, ●1 case by judicial refusal and ●7 cases by a conclusion of a court based conciliation, which is categorised into judicial return with consent.

●With regard to the timing in return cases in the first instance, the mean time of 21 cases was 54 days.

●Concerning appeals, among 21 cases which were concluded in the first instance, 14 cases were appealed and all were concluded by the end of September.

●The outcomes were that 12 cases were concluded by dismissal of an appeal, ●1 case by withdrawal of an appeal and ●1 case by reversal of an original decision. It shows that the most decisions of the first instance were maintained.

As I indicated, the return cases in Japan were concluded very quickly until now. As you would expect, speed is a key issue when considering the successful working of the Convention.

Article 11(2) of the Convention implies a six week period in which applications should be resolved. Although we understand that it is not a conventional obligation and a proper outcome is also important, in order to conclude the return case as smoothly as possible the Tokyo and Osaka Family Courts have adopted a new model of proceedings.

● I would like to introduce the outline of this model.

● Firstly upon the receipt of a written application, ● the court will, without delay, designate two dates for the proceedings. ● The first date for the proceedings is set on approximately 2 weeks after a written application was filed. ● The second date for the proceedings is set on approximately 3 weeks after the first date, that is 5 weeks after the application.

● Because the first date for the proceedings is expected to be held 2 weeks after the application, it would not be enough time for the parties, especially for the respondent, to prepare. ● Therefore on the first date for the proceedings, the judge, or judges, mainly clarifies the points of the arguments orally considering documents and evidences submitted by the parties if any.

●Between the first and the second dates, the family court probation officer may conduct an examination of the facts. Family court probation officers are specialists in the field of behavioral science such as psychology, sociology, pedagogy, and social work. ●They conduct examination of the facts by using their knowledge and techniques in behavioral science, for example, about the child's view on being returned to the habitual residence or whether the child has settled into the new environment, etc. I think they exercise a similar function to the family consultant of Australia.

If the involvement of the family court probation officer is expected, he/she will attend the first date for the proceedings and makes necessary arrangements for an examination of the facts.

Also depending on the circumstances, the date for the proceedings may be held several times between the first and the second dates.

●On the second date for the proceedings, generally the judge, or judges, conducts an examination of the facts based on documents and evidences submitted by the parties between the dates and, if conducted, the result of the examination of the facts by the family court probation officer. ●The judge, or judges, may hear statements directly from the parties if necessary.

During this process, a judicial settlement may be attempted or the case may be referred to a court based conciliation if the parties consent to it.

●At the end of the second date, the judge, or judges, concludes the proceedings and sets the date to make a judicial decision. ●The date to make a judicial decision is normally set approximately 1 week after the second date, that is 6 weeks after an application.

Not to mention that cooperation of the parties is extremely important for the expeditious and appropriate procedure. Therefore it is advisable for the parties to consult an attorney. In this respect, the Japanese Central Authority deals with the Lawyer Referral Service by the Japan Federation of Bar Association.

Also I would like to stress that this model is just an ideal one and the judge does not necessarily stick to this model. Each judge conducts court proceedings properly taking into consideration circumstances of individual case in order to achieve the best interest of the child.

III CONCLUSIONS

● I explained features of the legal framework and overview of the practical operation of the Convention in Japan.

Japan joined the Convention recently and currently has a little experience regarding the practical operation of the Convention, however it is hoped that this information will be beneficial to other states.

Also we would like to keep communicating with other contracting states of the Convention, the permanent bureau of the Hague Conference and others through various channels such as the International Hague Network for Judges and make the best effort to develop the more effective implementation and application of the Convention.

● I thank you for your attention.